

## (仮称) 多世代交流拠点施設 施設設計要領

## 施設要求水準 … 諸室構成及び規模

## ア 主要諸室の共通要件

- ・各室平面は、極力矩形とすることが望ましい。
- ・各諸室の面積は、施設延床面積を原則 2,800 m<sup>2</sup>以下（ただし必要な機能に対して不十分と認められる場合は 3,000 m<sup>2</sup>以内）とする。
- ・1階配置を必須とする「(仮称) 創発の場」関連機能の面積表示はあくまで参考であり、施設延床面積条件を満たす限りにおいて、提案に委ねる。
- ・その他各諸室の面積は、施設延床面積条件を満たす限りにおいて、各諸室毎に±3%未満の増減は可とする

## イ 1階配置を必須とする機能

- ・1階部分はフリーアドレス型を基本としたオープンな設えとし、将来的な施設利用ニーズに柔軟に対応可能な可変性を重視した構造・機能構成とすること。
- ・提案検討時の参考として、各 base の用途・機能を個別に参考提示しているが、提案全体として「(仮称) 創発の場」の用途・機能が満足している限りにおいて、各 base 間での用途・機能の転換・重複を行うことは可とする。
- ・利用者同士の交流を促進するため、フロア全体の見通しが良くなるように壁や柱の位置、数量を工夫すること。また、安全管理の観点も踏まえ、別途委託事業者によるフロント業務も想定しているため、人の出入口となり、フロア全体を見通せる箇所に、そのような設備的工夫を求める。
- ・とみまち広場との近接性、機能的な連続性を意識した構造・機能配置とすること。

機能・面積		所要機能
(仮称) 創発の場 (約 1000 m <sup>2</sup> 程度)	(仮称) つながる base	<p><b>【用途】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然な交流が生まれる開放的な空間（ゆったりできるようなソファや誰でも閲覧可能な書籍を配架する等）</li> <li>・子どもの居場所づくり活動の実施</li> <li>・図書の配架や読み聞かせなどのイベント実施</li> </ul> <p>・約 40 名が集合できるスペース</p> <p>・災害時には避難スペースとしての活用を想定した設え、設備とする。 (書架等の配置を考慮し、約 190 m<sup>2</sup>以上は確保すること)</p> <p><b>【機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流空間として開かれた多目的スペース</li> <li>・エントランスに近接、自由広場に面する位置</li> <li>・簡易な喫茶提供機能を設けることができるよう、つながる base 又はひらめき誘発 base に給水設備を設けること。</li> </ul>

機能・面積		所要機能
	(仮称)ひらめき誘発 base	<p><b>【用途】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOの活動拠点としての利用や、地域課題を解決する各種コミュニティビジネスを実施する場。事務作業、ミーティング、ワークショップ等に利用する。</li> <li>・オープンな環境で実施することにより、市民・団体同士のネットワーク構築、連携の促進を図る。</li> </ul> <p><b>【機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが訪れやすい配置（地域交流スペースから来館者を引き込みやすくなるような工夫等）</li> <li>・可動式の机、椅子を自由にレイアウトできる設えとする。</li> <li>・レイアウト変更が容易にできるように、電源等配線設備や照明に配慮すること。</li> <li>・各事業者間の活動エリアを什器等で緩やかに区分できる工夫をすること。</li> </ul>
	(仮称)ミーティング base	<p><b>【用途】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・占有使用しない場合は、可動式間仕切り等により開放し、つながる base と同様の活用ができる設えとすること。</li> <li>・可動式間仕切り等により、大人数から少人数の会議利用にも対応できるようにすること。</li> <li>・大規模利用想定時には、定員約 300 名程度を可能な限り矩形で確保可能とすること。</li> <li>・会議やイベント時の利用だけではなく、災害時には避難スペースとしての活用を想定した設え、設備とする。</li> <li>・人権啓発講座・イベント、地場産業、伝統文化の講座、伝統文化講演会、地域交流事業、各種講習講座、大小様々なイベント・集会の実施に対応可能な設えとすること。</li> <li>・<u>災害時には避難スペースとしての活用を想定した設え、設備とする。</u></li> </ul> <p><b>【機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床は土足用複合フローリング敷とする。</li> <li>・天井高さは 4.5m 以上確保とする。</li> <li>・防音に配慮した設えとすること。</li> <li>・電動映写スクリーン 2.8m×3m（映写部：2.1m×2.8m）以上、電動吊りバトン 0.9m×5.4m 以上を、大規模利用想定時の適正な位置に整備すること。また、大人数での上映会等の使用も想定した音響設備を設置すること。</li> <li>・利用に必要なとなる備品を収納する収納機能を近接した場所に設けること。</li> </ul>

機能・面積	所要機能
人権資料室 290 m <sup>2</sup>	<p><b>【用途】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権資料の展示、人権啓発講座。</li> <li>・閲覧スペースはフリースペースとして創発の場を補完する</li> </ul> <p><b>【機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配架・閲覧スペース・事務所を含む。</li> <li>・誰もが訪れやすい配置（つながる base やひらめき誘発 base から来訪者を引き込みやすくなるような工夫等）</li> <li>・展示工事は別途発注を予定している。そのため、極力多様な展示機能・設備の提案を受け入れられるよう必要な柔軟性、耐力・耐久性に配慮された室仕様の工夫を行うこと。</li> </ul>
屋外倉庫 20 m <sup>2</sup>	<p><b>【用途】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由広場の活動備品の収納</li> </ul>

## ウ 2 階の諸室機能

- ・2 階の諸室機能は、オープンな利用、交流創発を想定する 1 階には配置することが望ましくない機能を中心に構成すること。
- ・2 階には、一定数の貸室を設置し、屋外デッキに隣接する貸室について屋外デッキとの一体的な利用も可能となる等の可変性に配慮すること。

室名・面積	所要機能
貸室 330 m <sup>2</sup> 程度	<p><b>【用途】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員 45～80 名程度の、多様な規模の貸室利用が同時に 3 室以上（最小区画目安は 60 m<sup>2</sup>程度とする）確保可能となるような貸室区画を整備すること。</li> <li>・各貸室区画のうち 1 室は、可動式間仕切りで区分するものとし、多目的な利用ができる設えとすること。（貸室区画全てを一体利用できることまでは求めない）</li> <li>・諸室規模に応じたオンライン会議等でも使用できるモニターを諸室ごとに設置</li> </ul>
倉庫 50 m <sup>2</sup> 程度	<p><b>【用途】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品倉庫（創発の場における事業運営者等の運営上収納用）</li> </ul> <p><b>【機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中量棚（W955×D626×H2100 を 2 連）を設ける。</li> </ul>
相談室1.2 50 m <sup>2</sup> (25.25)	<p><b>【用途】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活相談、子ども電話相談</li> </ul> <p><b>【機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談しやすい静かな場所に配置する。</li> <li>・電話 2 回線、インターネット対応</li> </ul>

室名・面積	所要機能
自習室 及び 学習支援の場 60 m <sup>2</sup>	<b>【用途】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員 45 名</li> <li>・小学生以上の読書・学習の場</li> </ul> <b>【機能】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の読書・学習の場</li> <li>・落ち着いた静かな場所とする。</li> </ul>
人権資料収蔵庫 80 m <sup>2</sup>	<b>【用途】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権資料の書庫・収蔵庫。</li> </ul> <b>【機能】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権資料や人権図書を収蔵するスペース</li> </ul>
執務室 170 m <sup>2</sup>	<b>【用途】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理を行う職員スペース</li> </ul> <b>【機能】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務スペース、施設管理用備品庫及び書庫、更衣室を含む。</li> </ul>

## エ その他

室名・面積	所要機能
共用部適宜	<b>【用途】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール・廊下、給湯室、授乳室、トイレ(各階・多目的トイレ) エレベーター(福祉 13 人乗)、階段</li> </ul> <b>【機能】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「トイレは各階ごと利用人数を提案に基づき設定し、空気調和・衛生工学会『衛生器具の適正個数算定法』により、適正器具数を算定すること。多目的トイレは各階に設けること。</li> <li>・エレベーターの位置は、フロア全体の共有性、オープン性、相互交流性に配慮すること。</li> </ul>

## オ 外構等の機能

### 1. 広場・テラス、駐車場・駐輪場・ゴミ置場等

施設名	要求水準
自由ひろば 1,000㎡ 1階屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つながる base 又はひらめき誘発 base と隣接し、一体的に活用できる。</li> <li>・舗装は人工芝生部分及び真砂土部分を設けるものとし、両者の相乗効果として多用途に使うことに資する工夫を行うこと。</li> <li>・手洗い場・足洗い場を各1ヵ所（カラン3ヵ所）</li> <li>・自由ひろばでは、隣接施設・機能利用者に物損・人身事故等が発生する可能性のあるボール遊びは原則禁止とする。例えばゴム・ボール、ビーチ・ボール、バトミントンの羽根などヒト、モノ、機能に支障を与えないものの利用が想定される（詳細な禁止事項は、市が別途委託決定する指定管理者等が決定予定）</li> <li>・自由ひろば利用者の遊び道具等が隣接施設・機能利用者の行動に支障を与えることが無いよう配置上の工夫を行うこと。</li> <li>・周囲は植栽・フェンス等で区画して出入口を限定するものとし、開館時間外は立入を制限できる工夫を行うこと。</li> </ul>
屋外テラス 300㎡ (※(仮称)創発の場及び自由ひろばとは別に確保必要) 2階屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接にアクセスできる屋外階段を設置。</li> <li>・床は耐候性樹脂系デッキ敷とする。</li> <li>・屋上散水用水栓1ヵ所設置</li> <li>・2階共用廊下からの出入口設置</li> </ul>
来客用駐車場 70台以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思いやり駐車区画を建物直近に設置する。</li> </ul>
来客用駐輪場 60台以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来客者の利用しやすい位置に、駐輪場を設ける。屋根付きとし、バイク5台程度を含む。</li> </ul>
ゴミ置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及びゴミ回収車が利用しやすい位置に設ける。</li> <li>・コンテナ型とし、事業課と協議とする。</li> </ul>

### 2. 掲示板・案内板等

施設名	要求水準
館銘板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設名の外部サインステンレス館銘板を2ヵ所設ける。</li> <li>・掲示部分は、縦0.8m、横3.5m程度とする。</li> </ul>
施設案内看板等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者の入口付近に施設名等を表示した館銘板。</li> <li>・来客用駐車場に誘導看板等を設ける。</li> </ul>

### 3. その他外構施設

施設名	要求水準
囲障・植栽	<ul style="list-style-type: none"><li>敷地境界線部分には、地先境界ブロック等を設置すること。</li><li>緑化率等の基準に基づく植栽を整備する。</li><li>植栽は、樹木等の成長に支障がないよう配慮するとともに、維持管理等を考慮した樹種の選定を行う。なお高木は不可とする。</li></ul>
舗装	<ul style="list-style-type: none"><li>構内通路や建物周囲など、設置場所に応じた機能を有する舗装とする。(福祉の誘導サインを含む)</li></ul>